

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 12月の主な成立法令一覧（私法部門）
3. 12月の主な成立法令一覧（公法・その他部門）
4. 12月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
5. 12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
6. 成立法令＜解説＞
7. 発刊書籍＜解説＞（私法部門）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事】

- (1) 最判平成13年3月27日判時1760号19頁金法1628号50頁
公益的事業者である上告人としては、一般家庭に広く普及していた加入電話から一般的に利用可能な形でダイヤルQ2事業を開始するに当たっては、同サービスの内容やその危険性等につき具体的かつ十分な周知を図るとともに、その危険の現実化をできる限り防止するために可能な対策を講じておくべき責務があったというべきであるとして、加入電話契約者の未成年の子による同サービスの多数回・長時間に及ぶ無断利用による通話料の5割を超える部分の請求をすることは、信義則ないし衡平の観念に照らして許されないとした事例。
- (2) 最判平成13年3月27日判時1760号89頁金法1628号61頁
加入電話契約者である被上告人の従業員が承諾なしにQ2情報サービスを利用したケースにつき、被上告人と従業員の関係等にかんがみれば、限度を超えた使用によって生じた通話料相当額については、被上告人においてその従業員に対して求償し得べきものであったと考えられるとして、上告人から被上告人に対する通話料の請求が信義則上許されないと解すべき事情があるとはいえないとした事例。
- (3) 最二決平成13年11月21日最高裁HP 平成13年（許）第20号 競売にともなう土地賃借権譲受許可決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
付随的裁判が当事者間の利益の衡平を図るものであることや、紛争の防止という賃借権の譲渡の許可の制度的目的からすると、裁判所は、旧賃借人が交付していた敷金の額、第三者の経済的信用、敷金に関する地域的な相場等の一切の事情を考慮した上で、借地借家法20条1項後段の付随的裁判の1つとして、当該事案に応じた相当な額の敷金を差し入れるべき旨を定め、第三者に対してその交付を命ずることができるものと解するのが相当である。
- (4) 最一判平成13年11月22日最高裁HP 平成12年（受）第372号 売買代金返還請求事件
土地の売買において土地が公簿面積どおりの実測面積を有することが表示され、実測面積を基礎として代金額が定められたものである場合には、本件売買契約は、数量指示売買に当たり、実測面積が不足する場合は、民法565条、563条1項に基づいて、代金減額請求をすることができる。
- (5) 最一判平成13年11月22日最高裁HP 平成12年（受）第194号 供託金還付請求権確認請求事件
金銭債務の担保として既発生債権及び将来債権を一括して譲渡すること等を内容とする、いわゆる集合債権を対象とした譲渡担保契約においては、当該債権は、甲から乙に確定的に譲渡されており、ただ、甲、乙間において、乙に帰属した債権の一部について、甲に取立権限を付与し、取り立てた金銭の乙への引渡しを要しないとの合意が付加されているものと解すべきであるから、上記債権譲渡について第三者対抗要件を具備するためには、指名債権譲渡の対抗要件（民法467条2項）の方法によることができるのであり、その際に、丙に対し、甲に付与された取立権限の行使への協力を依頼したとしても、第三者対抗要件の効果を妨げるものではない。
- (6) 最一判平成13年11月22日最高裁HP 平成10年（オ）第989号 第三者異議事件
遺留分減殺請求権は遺留分権利者の一身に専属する権利であるので特段の事情がある場合を除き債権者代位の目的とすることができない
- (7) 最一判平成13年11月22日最高裁HP 平成10年（オ）第774号 求償金請求事件
いわゆる預託金会員制ゴルフクラブに入会するために支払うべき預託金についてされたクレジット契約においてゴルフ場の開場遅延が同契約に規定する分割払金の支払拒絶の事由に該当しないとされた事例
- (8) 最三判平成13年11月27日最高裁HP 平成12年（受）第375号 債務不存在確認請求本訴、不当利得請求反訴事件
いわゆる数量指示売買において数量が超過する場合、売主は民法565条の類推適用を根拠として代金の増額を請求することはできない
- (9) 最三判平成13年11月27日最高裁HP 平成10年（行ツ）第22号 供託金取戻却下決定取消請求事件
弁済供託における供託金取戻請求権の消滅時効は、債権者不確知を原因とする弁済供託の場合を含め、供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時から進行する。
- (10) 最三判平成13年11月27日最高裁HP 平成10年（オ）第773号 損害賠償請求事件
買主の売主に対する瑕疵担保による損害賠償請求権には除斥期間の定めがあるもの

の、民法167条1項の「債権」であるから消滅時効の規定の適用があり、この消滅時効は、買主が売買の目的物の引渡しを受けた時から進行する。

(11) 最三判平成13年11月27日最高裁HP 平成10年(オ)第576号 損害賠償請求事件
乳がんの手術に当たり、当時医療水準として未確立であった乳房温存療法について一般的に、実施予定の療法(術式)が医療水準として確立したものであり、他の療法(術式)が医療水準として未確立のものである場合には、医師は後者について常に説明義務を負うと解することはできないが、当該療法(術式)が少なからぬ医療機関において実施されており、相当数の実施例があり、これを実施した医師の間で積極的な評価もされているものについては、患者が当該療法(術式)の適応である可能性があり、かつ、患者が当該療法(術式)の自己への適応の有無、実施可能性について強い関心を有していることを医師が知った場合などにおいては、患者に対して、医師の知っている範囲で、当該療法(術式)の内容、適応可能性やそれを受けた場合の利害得失、当該療法(術式)を実施している医療機関の名称や所在などを説明すべき義務があるというべきであるところ、乳がん手術において、胸筋温存乳房切除術を行う場合には、選択可能な他の療法(術式)として乳房温存療法について説明すべき要請は、他の一般の手術を行う場合よりも強い。

(12) 最三判平成13年11月27日最高裁HP 平成10年(オ)第331号 取立債権請求事件
指名債権譲渡の予約につき確定日付のある証書により債務者に対する通知又はその承諾がされても、債務者は、これによって予約完結権の行使により当該債権の帰属が将来変更される可能性を了知するに止まり、当該債権の帰属に変更が生じた事実を認識するものではないから、上記予約の完結による債権譲渡の効力は、当該予約についてされた上記の通知又は承諾をもって、第三者に対抗することはできないと解すべきである。

(13) 大阪高判平成13年6月15日判時1762号119頁
高校二年の男生徒が交通事故死した場合に逸失利益算定にあたり、大学進学希望者のための特別進学コースに所属していたこと、学業成績、両親の意志などを勘案して、大学に進学して大卒男子の平均賃金相当の収入を得る蓋然性が認められるとして、大卒男子の基準による損害額の算定をした事例

(14) 東京高判平成13年7月18日判時1761号55頁
放送法4条の規定は、放送事業者の放送により権利を侵害された者は、私法上の権利として、その放送があった日から3ヶ月以内にその放送事業者に対して訂正の放送をすることを求めることができることを規定したものと解するのが相当であり、したがって、放送により権利の侵害があったにもかかわらず、放送事業者が請求を受けても訂正放送に応じない場合は、裁判によりその実現を求めることができる。

(15) さいたま地熊谷支判平成13年6月20日判時1761号87頁
公正証書より信用性の高い遺言は制度として存在しないし、そもそも相続開始後の紛争発生が心配されるような場合に、これを防ぐために公正証書が作成される例が少なくないものであり、これに不満をもつ相続人がいることは不自然なことではない。にもかかわらず、疑義を投げかける者がいるたびに遺産である預金の払戻が拒否されたのでは、遺言執行者は、遺言が有効であることの確認を求める訴えや預金払戻を求める訴えを提起するほかにないことになりかねない。被告が本件預金の払戻を拒否することがやむを得ないものといえることができる事情は存在しないといわざるを得ないから、被告の行為は違法であり、原告がこれによって被った損害を賠償する責任がある。

(16) 千葉地松戸支判平成13年3月27日判時1760号113頁
交通事故の示談契約に関し、後遺障害の賠償に関する示談契約について、被告会社の担当者の説明を受け、自賠責保険の保険額しか認められないと判断し、しかも、自賠責保険金額以上の損害が発生し、かつ、この金額の賠償請求をなすことを知らずに示談契約に応じた場合には、示談契約における意思表示に要素の錯誤があり無効である。

【商事】

(17) 東京地判平成13年1月25日判時1760号144頁
子会社の経営についての決定、業務執行は、子会社の取締役が行うものであり、親会社の取締役は、特段の事情のない限り、子会社の取締役の業務執行の結果子会社に損害が生じ、さらに親会社に損害を与えた場合であっても、直ちに親会社に対し任務懈怠の責任を負うものではない。もっとも、親会社と子会社の特殊な資本関係に鑑み、親会社の取締役が子会社に指図をするなど、実質的に子会社の意思決定を支配したと評価しうる場合であって、かつ、親会社の取締役の右指図が親会社に対する善管注意義務や法令に違反するような場合には、右特段の事情があるとして親会社の取締役が損害賠償責任が肯定されるとしながら、本件においては、そのような事情が認められないとした事例。

(18) 東京地判平成13年2月27日金法1629号64頁
ゴルフ会員権購入のために銀行との間で締結された金銭消費貸借契約に基づく請求債権について、訴え提起の5年以上前に分割返済債務について期限の利益が喪失しているとして、その時点を起算点として、商事消滅時効の成立を認めた事例。

【知財】

(19) 最二判平成13年11月16日最高裁HP 平成12年(受)第1666号 詐害行為取消請求事件
商標権の譲渡行為が詐害行為として取り消された場合に詐害行為取消の効果は相対的効力にとどまるので受益者が第三者から支払を受けた商標権使用許諾料相当額を不当利得として債権者が債務者に代位して返還請求をすることはできない

(20) 東京高判平成13年7月18日判時1761号114頁

1 商標法4条1項8号所定の他人の名称とは、当該他人が外国の会社である場合には、当該国の法令の規定に則って付されたその正式な名称をいい、当該国の法令において、株式会社等の組織形態を含まないものが法令上の名称とされているときは、これを含まないものが同号所定の他人の名称に当たる。

2 頭文字以外を小文字で書いてなり被告の法令以上の正式名称と同一性がある「Carrfour」及びこれを片仮名仮名文字で表記した「カルフル」を上下二段に表記した本件商標は、商標法4条1項8号に規定する他人の名称に該当する。

(21) 東京高判平成13年11月29日最高裁HP 平成13年(ネ)959号 特許権民事訴訟事件 BBS最高裁判決で示された「特許権者等の黙示的許諾が認められる範囲」について消尽が成立する基準が争われた。

控訴人は、「特許権者等が特許製品の頒布時において、特許製品に当該変形が加えられることを予定すべきであったと認める場合にのみ、消尽が成立するのであり、特許製品に当該変形が加えられることをおよそ予想もし得ない場合には、消尽の成立は否定されるべきである。」と主張した。

しかし、裁判所は「特許発明の実施行為である生産行為と評価することができるかは、相手方が特許製品についてなした変形行為を具体的にとらえ、当該製品及び実施対象の客観的な性質、利用形態等から、これが特許発明の新たな実施対象の生産に当たるか、そうではなく、当初の特許製品の本来の寿命を全うさせるための修理など、その実施対象の同一性の範囲内において行われているものに当たるかを、当該特許発明の構成と作用効果若しくはその技術思想に基づいて評価し、判断すべきである。」「消尽は、特許権者の意思とは無関係に、特許権者による特許製品の譲渡行為により無条件に生じるものというべきである。控訴人らの主張する基準は、採用することができない。」と判断し、控訴を棄却した。

(22) 東京地判平成13年11月29日最高裁HP 平成13年(ワ)5603号 商標権民事訴訟事件

工業所有権仲裁センター紛争処理パネルにおいて、「ドメイン名『SONYBANK.CO.JP』の登録を申立人に移転せよ。」との裁定を受けたことを不服として、「本件ドメイン名は、原告の所有権に属するものであり、憲法29条により保護される財産権であって所有者たる原告の同意なしにこれを奪うことはできないから、被告への移転を命じる本件裁定は、公序良俗に反し無効であるというものである。」と主張して、同ドメイン名につき所有権を有していることの確認を求めたのに対し、裁判所は、「ドメイン名登録は、インターネット利用者とドメイン名登録機関であるJPNICとの間で登録規則をその内容(契約約款)とする私的な契約により付与されるものであり、ドメイン名登録者はJPNICに対する債権契約上の権利としてドメイン名を使用するものであって、ドメイン名について登録者が有する権利はJPNICに対する債権的な権利にすぎない。」として、確認の利益を欠くものとして、本訴えを却下した。

【民事手続】

(23) 最二決平成13年12月07日最高裁HP 平成13年(許)第15号 文書提出命令に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

信用組合の貸出稟議書の文書提出命令に関し、

(1) 本件文書の所持者である原告人が、預金保険法によって設立された預金保険機構から委託を受け、同機構に代わって、破たんした金融機関等からその資産を買取り、その管理及び処分を行うことを主な業務とする株式会社である。

(2) 原告人は、木津信の経営が破たんしたため、その営業の全部を譲り受けたことに伴い、木津信の貸付債権等に係る本件文書を所持するに至った。

(3) 本件文書の作成者である木津信は、営業の全部を原告人に譲り渡し、清算中であって、将来においても、貸付業務等を自ら行うことはない。

(4) 原告人は、前記のとおり、法律の規定に基づいて木津信の貸し付けた債権等の回収に当たっているものであって、本件文書の提出を命じられることにより、原告人において、自由な意見の表明に支障を来しその自由な意思形成が阻害されるおそれがあるものとは考えられない。

等の事実関係のもとでは、民訴法(平成13年法律第96号による改正前のもの)220条4号ハ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるとはいえない特段の事情がある。

(24) 最一決平成13年12月13日最高裁HP 平成13年(許)第21号 担保取消決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件

仮執行宣言付判決に対する上訴に伴い担保を立てさせて強制執行停止又は執行取消しがされた場合において、担保提供者が破産宣告を受けたことのみをもって、民訴法400条2項の準用する同法79条1項にいう「担保の事由が消滅したこと」に該当するということとはできない

(25) 大阪地決平成13年7月19日判時1762号148頁

民事再生債務者がリース会社の有するリース物件の所有権留保の担保権について担保権消滅許可申立をしたが、特約により仮差押を受けたことに基づくリース契約解除が有効と認められ、従って当該リース物件は再生債務者の財産でなくなっていたため、担保権消滅許可申立をなしえないと判断された。

【公法】

(26) 最判平成13年7月19日金法1627号51頁

国民年金法7条1項2号の被保険者(以下「第2号被保険者」という)が60歳以後に保険料を納付しても、これを老齢基礎年金の年金額の算定の基礎となる保険料納付済期間に算入しない取扱いを定める昭和60年法律第34号附則8条4項の規定は、60歳以上の者に国民年金への任意加入を認め、任意加入者が保険料を納付した期間については、これを老齢基礎年金の年金額の算定の基礎となる保険料納付済期間に算入することを認める取扱いと違いをもうけるものであるが、国民年金制度において第2号被保険者と任意加入者における保険料納付済期間の取扱いをどのように定めるかは立法

府の裁量の範囲に属するものであり、その間の取扱いの違いは合理的理由のない不当な差別には当たらないというべきであり、憲法14条の規定に違反しない。

(27) 最三判平成13年11月27日最高裁HP 平成9年(行ツ)第241号 公文書開示決定処分取消請求事件

栃木県公文書の開示に関する条例所定の非開示事由である「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」とは、単に当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されることを要すると解すべきであり、また、そのことが客観的に明らかでなければならぬとして、学校法人が県に提出した文書に記載された経理に関する情報が非開示事由に該当しないとされた事例

(28) 最二判平成13年12月14日最高裁HP 平成11年(行ヒ)第221号 公文書非公開処分取消請求事件

県議会の食糧費等の支出に係る一切の書類についてされた非公開決定を取り消した原審の判断につき、上記各文書を作成し、取得し、又は管理しているのが上告人ないしその補助職員であるか否かにつき更に審理の上、本件条例により公開請求をすることができる公文書に当たるか否かを判断すべきであるとして、差し戻された事例

(29) 最一判平成13年12月13日最高裁HP 平成10年(行ツ)第159号 六価クロム汚染土壌処理工事差止請求事件

東京都の住民である上告人らが、東京都は本件土地の所有権に基づく妨害排除請求として本件土地に埋設された本件処理施設の取去請求をすることができる。被上告人東京都知事が被上告人日化工らに対してこの取去請求権を行使しないことは東京都の財産である本件土地の管理を違法に怠る事実当たるとして、被上告人東京都知事に対して、その違法確認を求める訴えは、地方自治法242条の2第1項3号に基づく請求(以下「3号請求」という。)であり、東京都に代位して怠る事実の相手方である被上告人日化工らに対して本件処理施設の取去を求める同項4号に基づく請求(以下「4号請求」という。)に係る訴えと併合提起されているものであるが、同項が両請求の間に優先順位を定めていないことや両請求の当事者、効果の相異等にかんがみると、4号請求との関係において3号請求を補充的なものと解する根拠はないから、4号請求がその代位請求の対象となっている当該請求権の行使を怠る事実の違法確認を求める3号請求に係る訴えに併合提起されていることにより、当該3号請求に係る訴えが不適法な訴えとなるものと解すべきではない。(町田裁判官の反対意見がある。)

(30) 東京地判平成13年5月30日判時1762号6頁

多数の小学生がO157による給食汚染で食中毒となった事件について、国がカイワレ大根を原因食材と公表したことによって売り上げ減少による風評被害を生産者が被ったとしても、その原因認定の判断は合理性を欠くものではなく、また公表の法的根拠が欠けていたとしても、この場合の公表は非権力的な事実行為にすぎないので法律に明示の根拠は必要なく、さらに公表行為の必要性・合理性・相当性が認められるので、国には賠償責任はない。

【刑事】

(31) 最三判平成13年11月14日最高裁HP平成13年(あ)第92号 覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件

覚せい剤取締法41条1項の覚せい剤輸入罪は、覚せい剤を船舶によって領海外から搬入する場合には船舶から領土に陸揚げすることによって既遂に達すると解するのが相当であり、被告人らが運行を支配している小型船舶を用いて、公海上で他の船舶から覚せい剤を受け取り、これを本邦領海内に搬入した場合に、覚せい剤を領海内に搬入した時点で前記覚せい剤輸入罪の既遂を肯定すべきものとは認められない。

(32) 最二決平成13年12月07日最高裁HP 平成13年(シ)第108号 少年補償決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件

少年の保護事件に係る補償に関する法律に基づく補償決定に対しては上訴を認める規定が置かれていないが、同決定は家庭裁判所が職権により補償の要否及び補償の内容について判断するものであり、刑事補償法上の裁判とは性質を異にするから、同法の趣旨を準用ないし類推適用して抗告をすることは許されない。

12月の主な成立法令一覧(私法部門)

種類 提出回次 番号
議案件名

・衆法 151 31

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 会社に対する賠償責任の限度を、取締役につき報酬等の4年分、代表取締役につき報酬等の6年分とする改正

・衆法 151 32

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
・ ・ ・ 衆法 151 31改正に伴い、農業協同組合法その他の関係法律の規定の整備に関する法律

- ・衆法 153 4
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律
 - ・不良債権の処理を促進するため、預金保険機構による金融機関等からの資産の買取方法を多様化するための法律
- ・衆法 153 19
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律
 - ・国および地方公共団体が行政財産を選定事業者に貸し付けることができるものとする改正
- ・閣法 153 2
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律
 - ・銀行等が株式を自己資本に相当する額を超える額を保有してはならないとすること等を定めた法律
- ・閣法 153 6
商法等の一部を改正する法律
 - ・新株予約権の発行、種類株式の制度の変更、転換予約権付株式および強制転換条項付株式の新設、新株の発行に関する規制の緩和、会社書類の電磁的方法での作成、貸借対照表の電磁的方法による開示等に関する改正
- ・閣法 153 7
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
 - ・閣法 153 6改正に伴い、非訟事件手続法ほか118の関係法律について規定の整備を定めた法律
- ・閣法 153 15
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
 - ・インターネット等の情報流通で権利侵害された場合、プロバイダが必要な措置を講じれば、損害賠償責任を負わないとする法律

12月の主な成立法令一覧（公法部門）

種類 提出回次 番号
議案件名

- ・衆法 151 17 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律
 - ・建築物における衛生的環境の確保のための登録事業者を追加する改正
- ・衆法 153 2
児童福祉法の一部を改正する法律
 - ・児童委員の職務の明確化および保育士資格の法定化に関する改正
- ・衆法 153 5
平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律
 - ・連盟役員・職員、関係委員会の委員、大会の審判員の所得税等の非課税とする改正
- ・衆法 153 7
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
 - ・議員秘書の特例一時金受給に関する改正
- ・衆法 153 8
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律
 - ・国会職員の部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げる改正
- ・衆法 153 12
文化芸術振興基本法
 - ・文化芸術の振興に関する施策の推進を図るための基本方針
 - ・メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）の振興、国語の理解、日本語教育の充実などを明文化
- ・衆法 153 18
子どもの読書活動の推進に関する法律
 - ・子どもの読書活動の推進にあたり、国・地方公共団体・事業者の責務を定めた法律
- ・衆法 153 20
未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律
 - ・煙草・酒類販売業者が未成年者に対する年齢の確認等の措置を講ずるものとする法律
- ・参法 153 5
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律
 - ・保健「婦」・助産「婦」・看護「婦」を「師」と改称する改正
- ・閣法 151 74
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
 - ・独立行政法人の保有する情報の開示請求・手続等を定めた法律
 - ・開示義務を明文化し、これに応じない場合、異議申立てができるとしている

- ・閣法 153 8
刑法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 危険運転（いわゆる飲酒運転）致死傷に関する法定刑を重くする改正
- ・閣法 153 9
刑事訴訟法等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 条文追加（507条 検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）
- ・閣法 153 10
国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 武力紛争終了後の民主的な統治組織の設立の援助等の活動方針の策定、当該活動の基準の設定、計画の作成
- ・閣法 153 11
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 国際機関等に派遣される防衛庁の職員への特例一時金支給を定める改正
- ・閣法 153 12
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 民間賃金との権衡を講ずるための特例措置として特例一時金を支給する改正
- ・閣法 153 13
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 秘書官に特例一時金を支給する改正
- ・閣法 153 14
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 国内外のブローカー組織・暴力団関係者等の集団密航への組織的関与などに対応するため、密航者を送り込む行為等について厳しく対処することができるようにする改正
- ・閣法 153 16
国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 国家公務員の部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げる改正
修正案では深夜・超過勤務の制限、職員の配置に関する配慮なども盛り込まれた
- ・閣法 153 17
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 閣法 153 16につき、地方公務員について定めた法律
- ・閣法 153 18
地方税法等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 株式譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例を定めた法律
- ・閣法 153 19
裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 裁判官の部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げる改正
- ・閣法 153 21
租税特別措置法等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 株式譲渡所得に係る課税の特例を定めた法律
- ・閣法 153 22
地方交付税法等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 地方交付税法の借入金限度額に係る控除額を改正する法律
- ・閣法 153 23
平成十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律
 - ・ ・ ・ 平成12年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を適用しない、とした法律
- ・閣法 153 24
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律
 - ・ ・ ・ 電磁的記録式投票機による投票・開票・違反者への罰則等を定めた法律
- ・閣法 153 25
経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律
 - ・ ・ ・ 中高年齢者の雇用の安定を図るため、職業訓練受講者に対して雇用保険の給付を拡充する措置
- ・閣法 153 26
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 中小企業への資金融通の円滑化を図るため、同法に規定する事業について、資金基準の引き上げを行う改正

・閣法 153 27
新事業創出促進法の一部を改正する法律
・・・新事業の創業者に対し、無担保保険の保証限度額を1,000万円から1,500万円に引き上げる改正

・閣法 153 28
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律
・・・国際連合平和維持活動における武器の使用による防衛対象の拡大の定めた法律

12月の主な発刊書籍一覧（私法部門） ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・末永敏和 中央経済社 150頁 ¥1500
会社法改革／取締役・監査役の法律 「コーポレートガバナンス」改正の方向とその検討

・黒川弘務・石山宏樹 商事法務研究会 467頁 ¥3400
実務サービサー法225問

・牧野利秋・飯村敏明 青林書院 516頁 ¥5100
新・裁判実務大全4 知的財産関係訴訟法

・虞 建新 信山社出版 272頁 ¥5000
中国国有企業の株式会社法

・遠藤 浩 信山社出版 270頁 ¥2300
民法基本判例 3 担保物権

・経済産業省経済産業政策局産業組織課編 商事法務研究会 173頁 ¥2400
別冊NBL64 会社更生法改正の方向

・上原敏夫 商事法務研究会 388頁 ¥3800
団体訴訟・クラスアクション研究

・水元宏典 有斐閣 300頁 ¥6000
倒産法における一般実体法の規制原理

・新谷 勝 中央経済社 260頁 ¥2000
取締役の責任・株主代表訴訟・監査役制度はこう変わる

・高木新二郎・伊藤 眞編 商事法務研究会 157頁 ¥2500
別冊NBL65 民事再生手続運用の実情

・石岡克俊 慶應義塾大学出版会 230頁 ¥3200
著作権物流と独占禁止法 ・・・★（法務速報第5号に書名紹介）

12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門） ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・金 裕盛 信山社出版 396頁 ¥11000
韓国労働法の展開

・芦部・高橋・高見・日比野編著 菊判変 344頁 ¥30000
日本立法資料全集 76 日本国憲法制定資料全集 6

・日本租税理論学会編 法律文化社 210頁 ¥4000
租税理論研究叢書 11 環境問題と租税

・三並敏克・小林 武 法律文化社 256頁 ¥4600
企業社会と人権 「日本型」企業社会の構造と現況

・日本社会保障法学会編 法律文化社 340頁 ¥3900
講座 社会保障法 第6巻 社会保障法の関連領域

・松竹伸幸 新日本出版社 192頁 ¥1900
「集团的自衛権」批判

・日弁連法務研究財団編 商事法務研究会 256頁 ¥2800
JLF叢書2 シンポジウム法科大学院入試のあり方

・柳田幸夫 有斐閣 230頁 ¥2500
法科大学院構想の理想と現実

・夏井高人 リックテレコム 430頁 ¥2400
現代ビジネスとサイバー法 電子署名法 . . . ★

発刊書籍＜解説＞

・著作権物流と独占禁止法

独占禁止法違反の疑いの強い著作物再販制度の問題点を指摘し、制度の廃止ないし見直しを提起する研究書。第一部では新聞再販制度等の見直し問題につき、「表現の自由」などの憲法学的な切り口から論じられている点が興味深い。

第二部では、著作権の支分権である頒布権の問題を、我が国の最新の中古ソフト判例と米国のマイクロソフト事件判例を題材に論じている。著作権問題の現代的課題を知るための一般書としても有用である。

・現代ビジネスとサイバー法 電子署名法

本年度から施行されている「電子署名及び認証業務に関する法律」に関する一般的解説書。電子商取引における、現行法下の問題点・解決策などから、電子署名の有用性を紹介している。後段においては、各国の電子署名法の立法動向と消費者保護の問題について取り上げ、我が国の電子署名法の問題点、適用範囲について言及している。

。電子署名法についての逐条解説書としても機能する実用書である。

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。